

『はじめて出会う会計学（第4版）』

川本淳・野口昌良・浅見裕子・

山田純平・荒田映子（著）

演習問題の解答例

発行所 株式会社有斐閣

2025年12月10日 第4版第1刷発行

ISBN 978-4-641-22263-2

©2025, Y. Kawamoto, M. Noguchi, Y. Asami, J. Yamada, E. Arata.

Printed in Japan

目次

第1章：会計の目的.....	3
【1-1】	3
【1-2】	4
第2章：会計基準と会計制度	5
【2-1】	5
【2-2】	5
第3章：収支の期間配分.....	7
【3-1】	7
第4章：利益の認識と測定	8
【4-1】	8
第5章：複式簿記.....	10
【5-1】	10
第6章：資産・負債の認識・測定	11
【6-1】	11
【6-2】	11
第7章：利益配分のバリエーション	12
【7-1】	12
【7-2】	13
【7-3】	14
第8章：資本会計.....	16
【8-1】	16
【8-2】	16
第9章：決算書の分析	17
【9-1】	17
【9-2】	18
第10章：会計単位.....	19
【10-1】	19
【10-2】	20
第11章：会計情報の役立ち	21
【11-1】	21
【11-2】	21
第12章：監査と粉飾.....	22
【12-1】	22
【12-2】	22

第 1 章：会計の目的

【1 - 1】

【解答例】

たとえば、多くの大学では、海外の他大学から留学生を受け入れるときに、その可否を判断するための情報の 1 つとして成績表の提出を求めます。しかしながら、その成績表が出身校や出身国によってまちまちな基準で作成されていたとしたら、受け入れる大学は留学生の質を容易に判断することができないでしょう。このことは、採用候補の学卒者に成績表の提出を求める企業についても同じです。そこで、大学の成績表が統一された基準によって作成されていれば、成績表を比較することで、受け入れる学生の質を判断することが容易になることが期待できます。

しかし、学生の成績基準を統一することには重要な問題があります。そもそも、学生が受講する科目は学部で大きく異なるので、学部の違う学生の成績表を比較することは最初から難しいと言えます。そこで、学部ごとに成績の基準を統一しようとしたとしても、大学にどのような学部が用意されているかは国によって異なっていると想像できます。たとえば、神道学部が日本の大学にしかないとしたら、この学部生の成績を、どの学部の世界統一基準で評価することができるのでしょうか。このように、大学教育の体制が国ごとに異なっているときに、成績の基準だけを統一するのは難しいと考えられます。

それでも、無理矢理にでも統一基準を定めたとしても、国や大学によっては、それは学生を評価するには不適切な基準になってしまうと考えられます。いくら成績が比較可能になったといっても、不適切な基準による評価ではあまり意味がありません。また、不適切な基準で成績を評価すれば、その大学が学生に学んでもらいたいことと、学生の成績との間に食い違いが生じてしまいます。そうすると、成績を上げたい学生は、大学が学んでもらいたいと期待しているのとは異なる勉強を始めるかもしれません。つまり、統一された成績基準が教育の実質を歪めることもありうるのです。逆に言えば、教育の実質がすでに統一されているのであれば、評価基準の統一には大きなメリットがあると言えるでしょう。

【1 - 2】

【解答例】

まず、学生と企業とでは、その成績表に関心をもつ外部者の数が違うと言えます。学生の成績表をみるのは、保護者、留学先、就職先などに限られるでしょうが、企業、とくに上場企業の決算書ともなれば、数万人もの株主ないし投資家によって閲覧されることとなります。さらに、投資家以外にも、銀行、監督官庁、税務署、従業員、営業取引先などによって決算書がチェックされることも考えられます。それだけ社会的な影響が大きいと言えます。

次に、留学先や就職先は、受け入れ対象となる学生に対して独自の審査を実施し、成績表の妥当性を検証することが可能です。企業についても、監督する官庁や融資する銀行などは独自の審査を行うこともあります。しかし、一般の投資家が独自に企業の質をチェックしたくでも、それは無理な話です。

さて、成績表と言っても、決算書は企業がどれくらいうまくお金を儲けているのかを評価するためのものです。お金を儲けるためには、入ってくるお金を増やし、出て行くお金を抑えればよいということに国や企業ごとの違いはありません。したがって、企業の商売には、大学教育ほどの多様性はないと考えられます。しかも、近時、グローバリゼーションの進展などと言われているところをみると、市場をはじめとする企業を取り巻く環境に国ごとの差は縮まってきているようです。もし、企業活動の実質が世界的に統一されてきているのであれば、企業の成績を統一基準で評価することのメリットは大きいと言えます。

とはいえ、しばしば象徴的に語られることですが、イスラム経済では金融機関が利子を得ることができないというように、企業活動の実質がすでに世界的に統一されているとは言えない面もあります。国ごとに異なる税制も、企業活動の多様性を生み出す 1 つの源泉です。結局、少なくとも学生の成績表よりは、決算書の作成方法を全世界規模で統一するのほうの方が容易かつメリットがあるとは考えられますが、それでもなお、メリットが、デメリットを十分上回っているかは簡単に判断することはできないと思われます。

第2章：会計基準と会計制度

【2-1】

【解答例】

会社が会計情報を開示しなければならない外部の人としては、投資家、銀行などの債権者、政府などが考えられます。投資家は、できるだけ多くのキャッシュを稼ぐ会社に投資したいと考えるし、債権者は倒産せずに確実に元本と利息を支払ってくれる会社に融資したいと考えます。また、政府は税金を支払う能力のある、すなわち稼ぎの多い会社からできるだけ多くの税金をとりたいと考えます。

いずれのケースも、会社の外部者である投資家、債権者そして政府は、ある会社がどれだけ将来稼ぐ会社なのか、倒産しにくい会社なのか、担税力のある会社なのか、を知ることができません（これを「会社と外部者との間に情報の非対称性が生じている」と言います）。そのため、これらの外部者は、会社の内部に関する、主に業績に関する会計情報を必要とします。

こういった情報が開示されないと、投資家はその会社に資金を提供しようとしなないかもしれません。債権者は保守的に倒産リスクを見込んで余計に高い利息を要求するかもしれません。また、政府からは自分の担税力以上の税金の支払いを要求されるかもしれません。そこで、会社は自ら会計情報を作成し、これらの外部者に対して開示するのです。

【2-2】

【解答例】

まず中立性を確保しなければなりません。現在、日本でも米国でも民間の機関が会計基準を設定しています。それらの機関では、会計基準を利用する民間企業が出し合った資金によって運営がまかなわれています。この場合、お金をより多く出している企業の意見が基準設定に強く反映される可能性は否定できません。そのため、基準設定に関する意見を広く集め、設定プロセスも公開するなどして、中立性を確保する必要があるのです。

また、信頼性のある会計基準でなければなりません。たとえば、会計基準の設定論拠が一貫していないと、基準の信頼性は確保されません。企業では、次々と新しい経済活動

が出てくるので、新しい会計基準の作成は常に必要とされています。しかし、実際の企業の経理担当者は、基準設定主体が会計基準を作成する前に対応を迫られることもあります。そのとき、基準の設定論拠が一貫していれば、新しい取引に対してもそれを応用することで対処できます。また、その後会計基準が作成されたとしても、それとかけ離れたものになる可能性を低くすることができます（これを「会計基準の予測可能性」と言います）。

第3章：収支の期間配分

【3-1】

【解答例】

確かに会計上の利益計算は、企業に生じるキャッシュフローをどのように配分するかの問題で、どのように配分しても投資期間トータルの利益は変わりません。しかし、キャッシュフローを“配分”するという手続きには、経営者のさまざまな予想や思惑が介在するので、そこに追加的な情報が存在する可能性があります。

たとえば、減価償却費は、資産の取得原価を各期に配分するものですが、それを算定するには、その資産を使う年数（耐用年数）、残存価値を見積もらなければなりません。経営者が当該資産の減耗が早いと判断すれば、耐用年数は短くなります（1年当たりの償却費が多い）が、長く使おうと思えば配分期間は長くなります（1年当たりの償却費が少ない）。また、債権を保有していて、その貸倒の見込みが高くなれば貸倒引当金の設定額が多くなります。このように、キャッシュフローをどう配分するかは、経営者だけが知っている見込みが反映されるので、通常知りえない情報が企業外部者に伝わるのです。

また、政府が担税力を計るのに経営者が算定した利益を利用したり、また株主と経営者の利害を一致させるために経営者の報酬を会計利益に連動させることがあります。経営者は前者に対しては節税のために利益を小さくするような利益操作を行うかもしれないし、また、後者に対しては自己の取り分を最大化するために利益を大きくするような操作を行うことも考えられます。

このように、利益を算定する過程で含まれる経営者の見込みが投資家により多くの情報をもたらすことがある一方で、利益が税の徴収や経営者の報酬などを決定するにあたって利用されることから、それを増減させたいと思う理由が経営者にはあるのです。

第4章：利益の認識と測定

【4-1】

【解説】

本文にあるように、航海に関する売上をいつ記録するかについては、出港基準、航海完了基準、航海日割基準などが考えられてきました。そのどれにも一長一短がありますので、どれが絶対的に正しくて、どれが絶対的に間違っているとはいえません。したがって、根拠さえしっかり述べられていれば、どの方法を支持しても構いませんし、あるいは、選択のしようがないという解答でもかまいません。

出港基準を支持して売上高を4億円とする人は、乗船料はいかなる理由があろうと払い戻されないことに注目して、投資からより多くのお金を回収するという企業の目的は20X0年度内に達成されていることを論拠として主張すればいいでしょう。

航海完了基準にもとづき売上高ゼロを支持する人は、製品サービスを提供して、対価を受け取るのが企業の目的なのだから、20X0年度はまだその目的を達成していないと主張することが考えられます。

もう1つの論拠として、見込みで費用を記録しなくてよい点が挙げられます。これについては後の説明を参照してください。そして、2億円の売上高を記録する航海日割基準は、多くの人から支持されそうな考え方ですが、20X0年度中に提供したサービスの分だけ売上高を記録するのが実態に即しているという考え方で正当化することができます。

次に費用についてですが、(費用と収益)対応の考え方によれば、当年度に収益が記録された「投資(=この問題では太平洋クルーズ)」について、当年度の費用を記録することになっていました。もし出港基準を採用して、4億円全額を20X0年度に記録するのであれば、太平洋クルーズに関する経費も全額を20X0年度に記録することが理にかなっています。太平洋クルーズに関わる投資額と回収額が出港時に記録されるわけです。このとき、航海途中で追加の経費が発生することが予想されるのであれば、それも見越して20X0年度の費用を記録することになります。

また、航海完了基準を採用するのであれば、太平洋クルーズへの投資について、20X0年度は一切、収益を記録しない代わりに、費用も記録しないというのが対応の考え方になります。

す。実際には、20X0年度中に航海に関わる経費の一部が生じているはずですが、これも費用としては記録しないわけです。では、この経費はまったく無視されたまま、決算書が作成されるのでしょうか？ここで、「第3章：収支の期間配分」で出てきた話を思い出しましょう。何が言いたいのかすぐわかんと思いますが、会計の資産には将来に繰り越された費用という性格があります。ですから、ここでも20X0年中に生じた経費は20X0年度の貸借対照表に資産として記録されることとなります。形のない、そんなものを資産にしているのか？そんな疑問をもたなくなるようになれば、会計専門家にまた一歩近づいたこと（良い意味でも悪い意味でも）になります。

最後に、航海日割基準を採用して、20X0年度に売上高を2億円記録するのであれば、費用のほうも太平洋クルーズに掛かる経費全体の半分を記録すればいいこととなります。この場合も、20X1年度に生じるであろう経費の額を見積もる必要が出てきます。その結果、20X0年度中に生じた経費の方が大きいということであれば、航海完了基準同様、次年度の費用として記録すべき額を20X0年度は資産に計上することとなります。では逆に、20X1年度に生じるであろう経費のほうの方が大きい場合はなにが起こるのでしょうか？この場合は、負債を記録することになります。資産を記録するケースと逆になるのだから負債を記録するのだろうと想像できれば初歩としては十分ですが、ちゃんと説明しようとするれば、少しややこしい話になります。「第7章：費用配分のバリエーション」に出てくる引当金の話を参考にしてください。なお、出港基準の場合も、20X1年度中に生じるであろう経費は20X0年度は負債として記録されることとなります。

ここまで述べてきた、費用を記録する方法は、対応という考え方を前提にした話です。しかし、対応はいつでもどこでも必ず守られなければならない原理というわけでもありません。たとえば、出港基準や航海完了基準で必要となる20X1年度に生じるであろう経費の見積もりは困難でかつ不確実であるということにでもなれば、とりあえず20X0年度内に実際に生じた経費をそのまま費用として記録したほうが曖昧さがなくてよいという考え方もあります。実際、出港基準を採用しながら、このような費用記録方法を採用していた海運会社も以前は存在していたのです。

第 5 章：複式簿記

【5-1】

【ヒント】

勘定科目群 A と B とでは，表示される決算書の種類が違うことに注目しましょう。貸借対照表に表示されるのはどちらで，損益計算書が表示されるのはどちらでしょうか？

第6章：資産・負債の認識・測定

【6-1】

【解答例】

会計上の資産は「過去の何らかの取引または事象の結果として、会社が支配している経済的資源」と定義されます。人的資源は、一般的には会社の資産と考えられるのかもしれませんが、会社が「支配している」経済的資源というわけではない（今日では、誰も人を奴隷のように支配することはできません）ので、上記の定義を満たさず、会計上の資産にはなりません。

会計上の負債は「過去の何らかの取引または事象の結果として、会社が支配している経済的資源を放棄ないし引渡をしなければならない義務」と定義されます。年金負債や航空会社が発行しているマイルなどは、会社が負っている文字どおりの借金とは異なりますが、上記の定義から、負債とされることとなります。

【6-2】

【解答例】

資産の測定額には、取得原価、時価、使用価値があります。このうちのどれを選ぶかは、投資の目的に応じて決まります。

事業投資の場合は、製品を生産して販売することを目的とした投資ですから、その製品が実際に売却されたときに利益を認識します。したがって、それまでは取得原価のまま評価するということとなります。

金融投資の場合は、値上がり益を目的としていますから、その投資がうまくいったか、いかなかったかを判断するために、時価の変動を利益として捉えることになっています。したがって、金融投資は時価で評価されることとなります。

負債の測定額に関しては、年金負債のように複雑な計算をするものもありますが、多くの場合、時価で評価替えることはなく、契約した金額をベースに計算されます。

第7章：利益配分のバリエーション

【7-1】

【解説】

まずは、きわめて単純な原価計算の問題です。1足当たりの生産コストを計算すると、
ケースAでは、 $300 \text{ 万円} \div 100 \text{ 足} = 3 \text{ 万円}$ となり、
ケースBでは、 $1,000 \text{ 万円} \div 1,000 \text{ 足} = 1 \text{ 万円}$ となります。

次に利益の計算ですが、当期の売上高から当期の売上原価を引いて計算します。売上原価は売り上げた製品に掛かった生産コストですから、

ケースAでは、 $3 \text{ 万円} \times 90 \text{ 足} = 270 \text{ 万円}$ 、これを売上高から引くと180万円となり、
ケースBでは、 $1 \text{ 万円} \times 90 \text{ 足} = 90 \text{ 万円}$ 、これを売上高から引くと360万円となります。

このように、ケースBのほうが利益は2倍に計算されます。ここで問題になるのは、ケースBで大量に生じた在庫です。来年度以降、ちゃんと売り切ることができるという見込みがあるのなら問題はありません。しかし、もし需要を見誤ったために過剰生産してしまったということであれば、これは経営上の失敗だと言えます。それでも、会計上の利益は多額に上る、つまり業績はよかったという数字になってしまうわけです。たとえ、大部分が売れ残ったとしても、大量に生産したほうが利益は大きくなる、これは利益で業績を判断する場合にある、落とし穴の1つです。ここで、現金収支に注目してみると、ケースAでは150万円の収入超過、ケースBでは550万円の支出超過となっており、ここからはケースBの方が危険だということがみてとれます。

もっとも、ケースBで生じた大量の在庫を、来期以降も売れる見込みなしとして廃棄しなければならなくなったような場合、1足当たり1万円×910足=910万円の金額が、その年度の利益からごそっと差し引かれることとなります。つまり、経営上の失敗をしていたら、いずれはそれが利益計算に反映されることになるのです。したがって、企業が多額の利益を公表している場合、それが来年以降も引き継がれるのか、それとも、反転しかねないのか、決算書を見るほうは慎重に判断しなくてはなりません。また、企業にしても、今年1年のことだけ考えて、利益を水増しするようなことをすれば、そのつけは来年以降に必ず回っ

てくることを認識する必要があります。

【7-2】

【解説】

これは利益計算をどの局面からみるかに依存する話です。たとえば、わかりやすい話で税金の面からみると、基本的に、利益が多ければ多いほど、企業は多くの税金を払うことになります。したがって、減価償却の初年度を考えると、より多くの費用を記録する定率法のほうが税金は安く済みます。もちろん本文中にあるように、トラックを処分するまでの期間を通算すれば、「減価償却費±売却損益」は、定額法でも定率法でも変わりません。定率法は、定額法に比べて、最初のうちは税金が少ないけれど、後から払う額が多くなるだけのことです。しかし、どうせ同じ額だけの税金を払わなければならないとしたら、最初に払う額を少なくしてもらったほうが有利と言えます。なぜなら、少なくしてもらった分は、いわば税務署から無利子でお金を借りているようなものだからです。

他方、配当の面を考えると、上とは逆のことが言えます。たとえば、毎年一定額の配当を予定している企業があったとします。その企業が定率法を採用していれば、最初に多額の減価償却費が差し引かれて利益が計算されます。そのために初年度の利益水準が配当額を下回るようなことがあれば、いきなり経営責任を追及されかねません。利益自体は後の年度で取り返せるのにもかからわず、です。したがって、安定した配当が可能なように、計算される利益の額に最初から余裕があったほうが良いと考えるなら、定額法のほうが望ましいと判断できるわけです。

さて、とくに税金とか配当とかについて慎重に考える必要がなければ、定額法であっても、定率法であっても、長い目でみれば同じ。だから、どちらでも良いと考える経営者がいてもおかしくありません。あるいは、来年辺り、引退を決意している経営者であれば、定率法よりは定額法を採用することで、利益をできるだけ増やし、最後の花道を飾りたいと考えるかもしれません。このように、定額法と定率法とではどちらが都合が良いのか、あるいはどちらでも構わないかは、ケース・バイ・ケースの話になります。そこで、自分が利益計算をどの局面から考えたいかを明確にしたうえで、そこで都合が良いのはどちらなのかを説明すればよいでしょう。

【7-3】

【解答例】

V字回復というのは、経営不振に陥っている企業が、大胆な改革を断行することで、その年は巨額な損失を出すものの、その後は短期間のうちに好業績をあげることを言います。日本では、カルロス・ゴーン氏が社長に就任した1999年度に約7,000億円もの損失を計上した日産自動車が、日産リバイバル・プランという経営改革を経て、翌年度には3,000億円という過去最高の利益を達成したという事例が有名です。

さて、企業は毎年の利益を計算して、その結果を決算書で発表します。利益は、主に売上からなる収益から、費用を差し引いて求められます。ですから、費用を多めに記録すればするほど、その年の利益は少なく計算されることになり、少なめに記録すれば、その年の利益は多めに記録されることになります。ですから、決算書の上でV字回復を達成したければ、今年が多めに費用を記録する代わりに、来年は費用を少なめにする、といったことができるかと都合です。そして、引当金を利用することで、これが可能になるかもしれないのです。引当金というのは、予想される将来の費用や損失を前倒計上するための項目です。「金」という名前がついていますが、実際の現金とは関係のない、とてもわかりにくい会計専門用語です。

たとえば、経営改革の一環として、各地の工場を1カ所に統合することを計画したとします。これを実行するには引っ越し代をはじめとして、多額の費用が掛かるでしょう。その際、実際に工場を統合するのは来年度だったとしても、その計画を立てたのは今年度であるということで、今年度に工場統合に関わる費用を計上することがあるのです。そのときに、負債の一種として記録されるのがリストラ引当金という引当金です。そして、翌年に実際に工場の統合をしたために、多額の支出が生じたとします。しかし、工場統合に関わる費用は、すでに引当金を使って計上が済んでいるので、あらためて再計上する必要はありません。そんなことをしたら、費用の二重計上になってしまいます。なので、その分、この年の利益を減らさずに済みます。

このように、リストラ計画を大義名分にして、費用の前倒計上を進めれば進めるほど、後の年度の利益に負担が掛からなくなります。それプラス、経営改革により収益も実際に改善されることで、利益を飛躍的に伸ばすことが可能になるというわけです。もっとも、見積もられる費用は何でも前倒し計上してしまえ、などということになると、利益の計算が本当に経営者の思うがままになってしまいます。ですから、引当金を利用して費用を前倒計上するためには、会計基準が定める一定の条件を満たす必要があります。それでも、その規制のなかで、

できるだけ自分の有利になるように、引当金を利用する経営者がいると考えられています。

第 8 章：資本金

【 8 - 1 】

【解答例】

会社が自社の株式をタダで株主に渡すことは、既存の株式を分割することと同じです。問題文中の例で、10人の株主はこれまで1株ずつもっていて、さらに1株をそれぞれタダでもらったと考えてみましょう。この場合、企業の価値自体は変わらないので、これまで持っていた株式の価値は、1株をタダでもらうことによって半分になります。したがって、新たにもらった株式1株とあわせると、株主は得も損もせず、単に1株が2株に分割されたことと同じとなります。

このように、自社の株式を配当として株主に渡すこと（株式配当と呼びます）は、株主にとっては、既存の株式を分割したことと同じで、何も変わりはありません。ただし、会社側では、配当という性格を会計に反映させるために、留保利益を資本金に移す処理を行います。

【 8 - 2 】

【解答例】

問題文の例のように、Bさんがもっていた株式を会社がタダでもらうと、Aさんがもっている株式の価値が上がります。しかし、このBさんからAさんへの富の移転は、個別の株主レベルにおける問題であって、株主全体（この場合株主であることをやめたBさんも含める）で考えると、何も変わりはありません。そのため、会社の側では、何も生じていないと考えて、会計処理を行うことはありません。

第9章：決算書の分析

【9-1】

【作例】

ユニクロを経営しているファースト・リテイリング（2008年8月末）の財務比率を求めてみます。

	ファースト・リテイリング
ROE	17.30%
ROA	22.40%
売上総利益率	50.10%
売上高営業利益率	14.90%
売上高当期純利益率	7.40%
総資産回転率	1.53
自己資本比率	64.70%
流動比率	222.40%

ROEは、ヤフーほどではありませんが、日産やトヨタと比べて良好となっています。その理由は、ROAが高い、さらに詳しくいえば売上高当期純利益や総資産回転率が高いことから説明されます。

また、総資産回転率が高いので「多売」といえますが、売上総利益率がイオンなどの小売業よりも高いので、「薄利」とはいえません。この点は、ファースト・リテイリングが、製造から販売まで一貫した経営企画を行っていて、単純な小売業とはいえないことを意味します。

【9 - 2】

【要点】

わかる部分	わからない部分
<ul style="list-style-type: none">• 過去の実績がわかる。• 同業の他社を比較すれば、ある程度は当社の経営の状況がわかる。• 同じ会社の決算書を最低5期くらいみれば、過去と比べた場合の当期の経営状況がある程度はわかる。	<ul style="list-style-type: none">• 将来の見通しは、原則として考慮外である。• 同業の他社といっても、完全に事業が一致している会社はないから、その分は割り引いて考える必要がある。• 会計基準が変更されている場合は、単純に過去と比較しても意味がないので、その分は割り引いて考える必要がある。

第 10 章：会計単位

【10-1】

【解説】

会計単位をどうとるか、自社株の売却をどうみるかを組み合わせた問題です。

問題文の投資事業組合を決算書の範囲に含めない場合、A社が投資事業組合に50億円で自社株を売却したときは、新株の発行と同じと考えて、現金が50億円増えて、資本が50億円増えます。投資事業組合が、その自社株をいくらで売ろうと、A社にとっては関係ありません。投資事業組合からA社にアドバイス料が支払われたときに、A社は、現金50億円の増加と利益50億円の増加を記録します。よって、投資事業組合を決算書の範囲に含めない場合、合計すると、現金が100億円増えるのに対して、資本50億円・利益50億円が増えるということになります。

それに対して、投資事業組合を決算書の範囲に含めた場合はどうなるでしょうか。A社が投資事業組合に自社株を売却したとしても、グループ内で資金が移動しているだけなので、何もなかったことにされます。次に、投資事業組合が市場に100億円でA社株を売却することは、新株を発行することですから、現金100億円の増加と資本100億円の増加が記録されます。最後に、投資事業組合からA社にアドバイス料が支払われたとしても、グループ内の取引ですから、何も処理されなかったことになります。よって、投資事業組合を決算書の範囲に含めた場合、現金100億円の増加と資本100億円の増加が記録されることになります。

以上から、投資事業組合を決算書の範囲に含めない場合にカウントした50億円の利益が、含めた場合は、50億円の資本として記録されることがわかります。ライブドアのケースでは、投資事業組合を決算書の範囲に含めないで、50億円の利益を記録することになっていました。しかし、投資事業組合は決算書の範囲に含めるべきであって、50億円の利益は、資本の増加として記録すべきだったというのが検察やマスコミの主張のようです。

【10-2】

【参考事例】

キヤノンのセグメント情報（2008年1月1日から12月31日まで）を簡略化して取り上げてみます。

事業の種類別セグメント情報 （単位：百万円）

	事務機	カメラ	光学機器及びその他
売上高	2,660,019	1,041,947	627,885
営業費用	2,115,375	854,160	673,375
営業利益	544,644	187,787	▲45,490
資産	1,487,885	499,287	495,095
減価償却費	163,920	39,412	88,017
資本的支出	172,197	43,086	68,542

【コメント】

- ・オフィス向けの「事務機」部門，個人向けの「カメラ」部門，産業向けの「光学機器及びその他」部門というように，大まかな顧客の違いによって事業部を分類しています。
- ・コピー機やプリンタなどを販売している「事務機」部門が主力になっています。
- ・親会社の基礎的研究費や本社機能に係る費用は190,698百万円で，この表の営業費用には含まれていません。

所在地別セグメント情報 （単位：百万円）

	日本	米州	欧州	その他
売上高	3,317,197	1,145,318	1,341,476	1,287,456
営業費用	2,757,356	1,136,288	1,314,942	1,247,156
営業利益	559,841	9,030	26,534	40,300
資産	1,908,675	458,189	477,471	317,684

【コメント】

- ・「米州」は米国，カナダ，中南米諸国，「欧州」は，ヨーロッパ諸国，「その他」は，アジアや中国，オセアニアです。
- ・欧州が米州よりも，売上や営業利益の点で勝っている点が特徴です。

第 11 章：会計情報の役立ち

【11-1】

【解答例】

たとえば、以下のようなケースを考えることができます。

- アメリカの大手金融機関が破綻し、アメリカが不況になる
 - アメリカの需要に頼っていた（輸出中心の）日本企業の売り上げ低下が予測される。
 - その企業の株価が下がる。

- 不況時に政権交代
 - 既得権益にとらわれない画期的な財政政策が実施されると予測される。
 - 経済全体の将来見通しが明るくなり、多くの企業で利益の増加が期待される。
 - 低下していた企業の株価が回復する。

【11-2】

【解答例】

たとえば、以下のようなケースが考えられます。

①利益を多く見せたい：

- 経営者の報酬が会計の利益に連動しているとき。

②利益を少なく見せたい：

- 節税のため。
- 経営者交代直後、その期の損を一気に出して次期以降の利益を多く見せるため。
- 会計利益を用いて規制が行われる業界（電力業界における電気料の設定など）において、費用を多く計上し高い料金設定を認めてもらうため。

第 12 章：監査と粉飾

【12-1】

【解説】

自分が今、目にしている成績表が正しい、もしくは、信じるに値すると思えなければ、その成績表には見る価値がないこととなります。そこで、この成績表は信じてもよいという保証が必要です。それが監査の役割になります。そこから出発して、監査がないとどのような不都合が生じるかをいろいろ想像してみましょう。

ちなみに、みなさんが所属している部やサークルでは会計の監査をしていますか？そこで、監査の必要性を実感することができますか？

【解答例】

投資家にしてみれば、決算書は投資のための情報として信じられるものでなければなりません。このことは債権者、従業員、取引先ほか、その企業について、何らかの判断をしようとしている者、すべてについて言えます。監査がない決算書を利用したければ、利用者自らが決算書はたしかに信じられるという証拠を見つける必要があります。それは利用者にとっても、またそれに付き合わされる企業にとっても、とてつもない負担となります。決算書を通じて、企業が外部の利害関係者と円滑な関係を結ぶために、監査は役に立ちます。また政府としても、投資家が安心して参加できるような証券市場を自国で育成するうえで、企業に監査を命じるのが役に立つといえます。

さらに、監査を実施することで、部下がいい加減な報告をあげてきているわけではないことを経営者は確信することができます。実際、監査人に指摘されるまで、企業のトップが部下の不正行為に気がつかなかったという事件が報道されることもまれではありません。企業内部の管理目的のためにも監査は必要といえます。

【12-2】

【解説】

いろいろ考えることができます。一番簡単な考え方としては、決算書を粉飾するというのは、企業が自分の成績表を改ざんすることを意味しますので、それが認められないのは、人

間として当たり前です。

より具体的な問題点を挙げるとすれば、

- 粉飾された決算書を信じた投資家の意思決定を誤らせること。
- 払うべき税金を払わないで済ませること。
- 配当してはいけない額を配当することによって債権者に迷惑をかけること。
- 経営不振の企業には参加が認められない公共事業に、行政を欺いて、参加する資格を得る。それで事業の途中で、経営破綻を起こすようなことがあれば、公金が無駄にされてしまうこと。
- 粉飾が露見すると、決算書についてだけでなく、すべての信用を失う可能性があるため、企業自身にとってもよくないこと。

などがあります。

他方、実際問題として、粉飾決算は後を絶ちません。会社のトップに立つくらいですから、経営者もバカではないはずですが。粉飾決算がいけないとか、自社にもダメージを与えるということはよくわかっているのに、なぜやってしまうのでしょうか？あるいは、バレなければ大丈夫と考えたのかもしれませんが、経営者が密室にこもり、1人で決算書をつくるわけではありません。当然、監査もあります。本当にバレずに済むものなののでしょうか？企業の倫理観の欠如が粉飾を生む、では語り尽くせない、奥の深い問題が粉飾にはあると思われます。

ところで、会計のキーワードの1つである「配分」は、粉飾決算にも大いに関係してきます。どんな関係があるのか、応用問題として考えてみてください。